

1. 実施地域

実施地域は、観光客の移動手段とそれぞれが有する観光資源に特色のある以下の3地域とします。

① 主に自家用車によるアクセスの多い自然景観豊かな地域

○秩父地域（埼玉県）

市 町 村 名：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、花園町、寄居町

交 通 拠 点：関越自動車道 花園 I C

主な観光資源：長瀬、秩父神社、羊山公園（芝桜）、三峯神社、秩父ミュージアムパーク

② 主に徒歩による移動が多い良好な都市景観を有する地域

○神戸地域（兵庫県）

市 町 村 名：神戸市

交 通 拠 点：JR新神戸駅（新幹線）

主な観光資源：北野異人館（重要伝統的建造物群保存地区）、南京町、メリケンパーク、旧居留地

③ 自動車交通・鉄道・自転車・徒歩など多様な交通アクセス手段があり湖畔の景観や歴史的景観などバラエティ豊かな景観を有する地域

○宍道湖周辺地域（島根県）

市 町 村 名：松江市、出雲市、斐川町

交 通 拠 点：JR松江駅、出雲空港、山陰自動車道 松江玉造 I C、同 宍道 I C

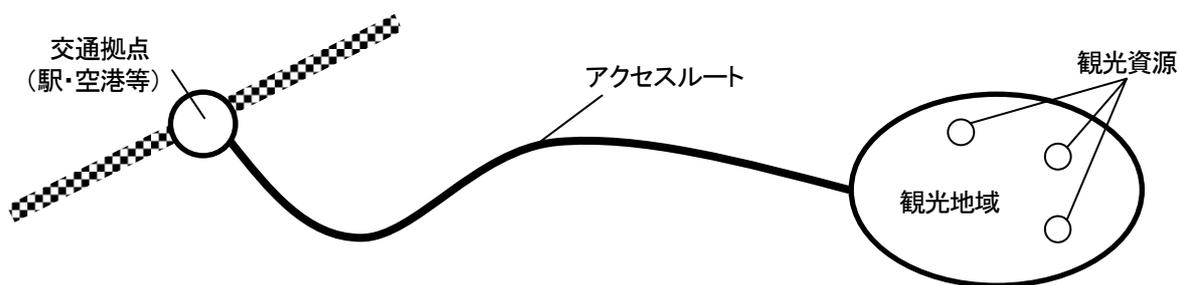
主な観光資源：松江城（国指定重要文化財）、玉造温泉、松江フォーゲルパーク、堀川遊覧船、宍道湖の夕日

2. 取り組みの概要

実施地域においては、別紙2のとおり地域の関係者と共同でプロジェクトチームを設置し、以下のような手順に沿って、アクセスルートの景観整備について検討を進めていきます。

① アクセスルートの設定

地域の玄関口となる駅・空港等の交通拠点から観光地域へ至るルート(アクセスルート)を設定します。



調査対象地域のイメージ

② 共同点検の実施

プロジェクトチームが共同で、交通拠点からアクセスルートを経由して観光地域まで実際に移動しながら点検を行い、観光客の視点にあった景観に関する課題を抽出します。

③ 景観整備方針の策定

交通拠点から観光地域までの全行程の景観整備について、道路、河川等の個別事業での対応、景観法の活用等関連施策を連携して実施するための基本的な方針を策定します。

④ 改善事業計画の策定

景観整備方針に基づき、共同点検で抽出された課題に対する対策を取りまとめた改善事業計画を策定します。

⑤ 管理運営体制の検討

景観整備方針の実現に向け、住民参加による清掃活動等を含めた住民参加型の管理運営体制を検討します。

⑥ 改善事業の実施とフォローアップ

個別の改善事業を実施します。なお、年度毎に事業の進捗状況について、プロジェクトチームでフォローアップをします。

3. 期待される効果

地域の関係者が一体となったこの取り組みにより、観光地域内の景観整備に留まらず、観光地域までの道行きを含めた景観整備が推進され、外国人観光客の増加や良好な観光地域づくりの推進が期待されます。

4. 今後の取り組み

平成 17 年度末までに地域ごとに改善事業計画を策定した後、平成 18 年度以降順次改善事業を実施します。

なお、これらの取り組みを通じて得られた知見をもとに、観光地域づくり実践プランによる支援を含め、観光客の移動に配慮した景観整備に関する支援施策のあり方を検討していきます。